

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オークネット		コード	3964
提出日	2025/2/27	異動(予定)日	2025/3/25	
独立役員届出書の提出理由	2025年3月25日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	梅野 晴一郎	社外取締役	○														○		有
2	牧 俊夫	社外取締役	○														○		有
3	塚本 恵	社外取締役	○														○		有
4	半田 未知	社外監査役	○														○		有
5	永井 幹人	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	梅野 晴一郎氏は、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しております。その豊富な経験と見識に基づき、主に法的観点からご意見をいただくことで、リスクを最小限に抑えながら企業価値を向上させることに寄与するものと考え、社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると判断し、選定致しました。 また、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、「主要な取引先」「多額の金銭」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して当社が定める基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	牧 俊夫氏は、長年にわたり通信事業やネットワークサービスの拡大に携わるとともに企業経営者として豊富な経験を有しております。その豊富な経験と見識に基づき、当社事業における経営方針や事業戦略において中長期的な視点からご意見をいただくことで、企業価値を向上させることに寄与するものと考え、社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると判断し、選定致しました。 また、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、「主要な取引先」「多額の金銭」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して当社が定める基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	塚本 恵氏は、長年にわたるIT分野における企業での実績に加え、海外企業でのグローバル経験や企業経営者として豊富な見識を有しております。その豊富な経験と見識に基づき、専門的かつ多角的なご意見をいただくことで、企業価値を向上させることに寄与するものと考え、社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると判断し、選定致しました。 また、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、「主要な取引先」「多額の金銭」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して当社が定める基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	半田 未知氏は、公認会計士、税理士としての豊富な専門知識と経験を有しており、またリスクマネジメント、内部監査、コンプライアンス等のコンサルティング会社の経営者を務めております。その豊富な経験と見識に基づき、主に会計やリスクマネジメントの観点からご意見をいただくことで、企業価値を向上させることに寄与するものと考え、社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると判断し、選定致しました。 また、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、「主要な取引先」「多額の金銭」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して当社が定める基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	永井 幹人氏は、金融業や企業経営に関する豊富な経験を有しております。その豊富な経験と見識に基づき、当社事業における経営方針や資本戦略、事業戦略など幅広い分野において、専門的かつ客観的なご意見をいただくことで、企業価値を向上させることに寄与するものと考え、社外取締役として十分な役割を果たすことができると判断し、選定致しました。 また、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、「主要な取引先」「多額の金銭」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して当社が定める基準により、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

該当事項はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。